

令和7年度 鹿児島市都市農業センター市民農園使用予定者募集案内

市民農園の使用を希望される方は、以下の事項及び注意点について十分ご理解のうえお申し込みください。

1. 募集する区画について

区 分		募集区画数	1年間の使用料	使用期間
(1) 家族用区画 (20㎡)	1年間	12区画	3,600円	<ul style="list-style-type: none"> 1年間使用の区画 令和7年4月13日 ～令和8年3月31日
	3年間	250区画		
(2) 団体用区画 (50㎡)	3年間	12区画	9,000円	
(3) 車いす使用者用 区画(10㎡)	3年間	4区画	1,800円	<ul style="list-style-type: none"> ただし、毎年、更新申請が必要

2. 申し込み資格について

(1) 家族用区画	市内に住む農家以外の世帯（1世帯につき1区画） <u>※1年間の使用区画については、試用区画として、令和4年度から令和6年度までの期間に当センターの市民農園を使用していない人（世帯）に限り、申し込みができます。</u>
(2) 団体用区画	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある事業所、地域の団体など3人以上で構成する団体 市内にある保育所、学校などの施設 (1施設において、学級単位では継続区画を含め3区画まで)
(3) 車いす使用者用区画	市内に住み、家族用及び団体用の区画を使用することが困難な方（1世帯につき1区画）

3. 申し込み方法について

(1) 申し込み方法	入力フォームは市民のひろば2月号のQRコードもしくは市ホームページ「市民農園使用者の募集」のURLからスマートフォンやパソコン等から申し込みください。
(2) 申し込み先	都市農業センター（鹿児島県電子申請共同運営システム内）
(3) 申し込み期間	令和7年2月1日（土）から2月16日（日）まで

4. 使用予定者の決定について

(1) 決定方法	募集区分の使用期間別（1年間、3年間）の公開抽選
(2) 抽選会	<ul style="list-style-type: none"> と き 令和7年2月21日（金）午前10時から と ころ ふれあい学習館学習室 ※ 抽選会への出席は自由です。
(3) 抽選結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> 申込者全員にメールで通知 (電話でのお問い合わせはご遠慮ください。) 都市農業センター本館・ふれあい学習館及びホームページに掲示 (2月21日（金）から4月13日（日）まで)
(4) 使用許可申請について	使用区画が決定した方は、抽選結果確定後、3月10日（月）までに使用許可申請を提出していただきます。

5. 市民農園の設備等について

(1) 定休日	年中無休
(2) 設備等	駐車場、レストハウス（休憩所、更衣室、農具収納庫、トイレ） ※農具収納庫には鍬・レーキ・スコップ、一輪車・ジョロ等があります。 （鎌はふれあい学習館で貸し出しています。） かん水用の水道
(3) 園芸指導員	年未年始を除き常勤し、栽培方法等についての相談をお受けします。 （8：30～17：00）開園時間とは異なります。 毎月、第1日曜日の午前10時から栽培管理講習会を開催します。 ※1月のみ1～3日が日曜の場合は翌週
(4) 公共交通機関	都市農業センター行きのバス（鹿児島交通・鹿児島駅始発）が、土、日曜日、祝日のみ運行されています。

6. 使用料の減額について

次に該当する場合は、使用料減免申請を行うことにより、使用料が半額になります。

- ① 満70歳以上の方で構成されている団体や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの交付を受けている方で構成されている団体が団体用区画を使用するとき。
- ② 保育所、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校等の施設が施設又は学級等を単位として、その行事のために団体用区画を使用するとき。
- ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている方が家族用区画を使用するとき。
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方又は特別支援学校の児童若しくは生徒が車いす使用者用区画を使用するとき。

7. 注意点

- (1) 電話又はファックス・メール等による申し込みはできません。
- (2) 令和7年度も引き続き市民農園を使用する方（保育所、学校等は継続を含め、合わせて3区画までは認める。）は、申込みできません。
- (3) 同じ人が団体用区画と家族用区画の両方を申し込みすることはできません。
- (4) 家族用区画及び車いす使用者用区画は、同一世帯から複数申し込みすることはできません。
- (5) 名義借り等により同一人物が二重申し込みした場合は、無効とします。
- (6) 抽選結果について、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消す場合があります。
 - ① 草取りなどの日常の栽培管理を行わずに放置するなどして、市民農園を1ヶ月以上使用しなかった場合
 - ② 第三者に使用させた場合
 - ③ 虚偽の申請により不正に使用許可を得た場合